

# 別表

項目				評価方法など
勘定科目 (大)	勘定科目 (中)	勘定科目 (小)	内訳	
事業用資産	有形事業用固定資産	土地		取得原価 市有地活用支援システムで保有する取得価額 取得原価がわからないもの 当該土地の面積に地価公示法に基づき公示された当該土地の取得年における区別の平均公示地価(住宅地・宅地見込み地)を乗じて算定 ただし、昭和45年以前に取得した土地については、昭和45年の平均公示地価により算定 公示地価(住宅地・宅地見込み地)のない区については、公示地価(商業地等)と固定資産税標準宅地(普通住宅地・併用住宅地)の平均路線価の割合から、公示地価(住宅地・宅地見込み地)の相当額を算出
				取得原価 市有地活用支援システムで保有する取得価額 取得原価がわからないもの 鑑定価額、公共建築工事標準単価積算基準により算定した再調達価額、類似建物による推定再建築価額等、適切な方法により算出 建物付属設備との区分が困難な場合は、建物本体と一体と見なし、建物と一体評価 建物に一体計上されている工作物で、工作物単独の取得原価の把握・算定が困難な場合は、工作物としての資産計上を行わず建物と一体評価
				取得原価がわからないもの 建物との区分が困難な場合は、建物本体と一体と見なし、建物と一体評価
				取得原価 管理台帳等に記載されている取得価額 取得原価がわからないもの 国土交通省が公表する公共建築工事標準単価積算基準等により算定した、工作物の再調達価額に基づき、同省が公表するデフレーターを用いて、当該工作物の取得年における価額を算定 建物に一体計上されている工作物で、工作物単独の取得原価の把握・算定が困難な場合は、工作物としての資産計上を行わず建物と一体評価
				取得原価がわからないもの 建物一体型のプールは、建物と一体評価 地上型のプールは、工事実績から求めたプールの水面積あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 取得年月日がわからないもの 当該学校の最も建築年の古い校舎の建設年月日
				取得原価がわからないもの 公園を規模別に、総合公園、歴史公園、街区公園、緑道、近隣公園、地区公園、風致公園に分けて評価 ・緑道 工事実績から求めた公園単位のm <sup>2</sup> あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 ・街区公園、近隣公園、地区公園 公園本体部分は工事実績から求めた公園単位のm <sup>2</sup> あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 野球場、運動場、テニス場といった有料施設については、個々に工事実績から求めたm <sup>2</sup> あたりの単価に数量を乗じて算定した再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 ・総合公園、歴史公園、風致公園 工事実績から求めた用途別の単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
				取得原価がわからないもの 工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 面積不明の場合は図表求積で面積を算出
				取得原価がわからないもの 工事実績から求めた基あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
				有形事業用固定資産と同じ
				有形事業用固定資産と同じ
インフラ資産	有形インフラ固定資産	土地		評価単位 道路本体構造物、道路照明設備 主要道路(一般国道、主要府道、一般府道、主要市道)については路線毎かつ区毎に、一般市道は、複数路線を区毎にまとめて1単位 道路本体構造物とは、舗装、擁壁、交通安全施設(安全柵、小型道路標識)等 取得原価がわからないもの ・仮想設計、工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 (単価の算出方法) ・道路本体構造物、大型道路標識、歩道橋は仮想設計を行い算出 ・トンネル、地下道、橋梁、地下横断施設、有料道路、共同溝、電線共同溝、自転車駐車場のうち平面式自転車駐車場、自転車保管所のうち管理事務所以外の部分(フェンス、舗装等)、新交通システム(ニュートラム)は工事実績から算出 ・道路照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 ・道路設備、高圧受電設備、エレベータ、エスカレータ、遠方監視装置、街頭防犯装置 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
				有形事業用固定資産と同じ
				有形事業用固定資産と同じ
				評価単位 道路本体構造物、道路照明設備 主要道路(一般国道、主要府道、一般府道、主要市道)については路線毎かつ区毎に、一般市道は、複数路線を区毎にまとめて1単位 道路本体構造物とは、舗装、擁壁、交通安全施設(安全柵、小型道路標識)等 取得原価がわからないもの ・仮想設計、工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 (単価の算出方法) ・道路本体構造物、大型道路標識、歩道橋は仮想設計を行い算出 ・トンネル、地下道、橋梁、地下横断施設、有料道路、共同溝、電線共同溝、自転車駐車場のうち平面式自転車駐車場、自転車保管所のうち管理事務所以外の部分(フェンス、舗装等)、新交通システム(ニュートラム)は工事実績から算出 ・道路照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 ・道路設備、高圧受電設備、エレベータ、エスカレータ、遠方監視装置、街頭防犯装置 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
				有形事業用固定資産と同じ
				有形事業用固定資産と同じ
				評価単位 道路本体構造物、道路照明設備 主要道路(一般国道、主要府道、一般府道、主要市道)については路線毎かつ区毎に、一般市道は、複数路線を区毎にまとめて1単位 道路本体構造物とは、舗装、擁壁、交通安全施設(安全柵、小型道路標識)等 取得原価がわからないもの ・仮想設計、工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 (単価の算出方法) ・道路本体構造物、大型道路標識、歩道橋は仮想設計を行い算出 ・トンネル、地下道、橋梁、地下横断施設、有料道路、共同溝、電線共同溝、自転車駐車場のうち平面式自転車駐車場、自転車保管所のうち管理事務所以外の部分(フェンス、舗装等)、新交通システム(ニュートラム)は工事実績から算出 ・道路照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 ・道路設備、高圧受電設備、エレベータ、エスカレータ、遠方監視装置、街頭防犯装置 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
				有形事業用固定資産と同じ
				有形事業用固定資産と同じ
				評価単位 道路本体構造物、道路照明設備 主要道路(一般国道、主要府道、一般府道、主要市道)については路線毎かつ区毎に、一般市道は、複数路線を区毎にまとめて1単位 道路本体構造物とは、舗装、擁壁、交通安全施設(安全柵、小型道路標識)等 取得原価がわからないもの ・仮想設計、工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 (単価の算出方法) ・道路本体構造物、大型道路標識、歩道橋は仮想設計を行い算出 ・トンネル、地下道、橋梁、地下横断施設、有料道路、共同溝、電線共同溝、自転車駐車場のうち平面式自転車駐車場、自転車保管所のうち管理事務所以外の部分(フェンス、舗装等)、新交通システム(ニュートラム)は工事実績から算出 ・道路照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 ・道路設備、高圧受電設備、エレベータ、エスカレータ、遠方監視装置、街頭防犯装置 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
				有形事業用固定資産と同じ
				有形事業用固定資産と同じ

				<table border="1"> <tr> <td>取得年月日がわからないもの</td></tr> <tr> <td>道路本体構造物は、耐用年数の1/2である24年を経過したものとする</td></tr> </table>	取得年月日がわからないもの	道路本体構造物は、耐用年数の1/2である24年を経過したものとする				
取得年月日がわからないもの										
道路本体構造物は、耐用年数の1/2である24年を経過したものとする										
		河川		<table border="1"> <tr> <td>取得原価がわからないもの</td></tr> <tr> <td>・河川本体構造物 工事実績から求めたmあたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 河川本体構造物とは、防潮堤、川床掘削、堤防・護岸(護床工、落差工、魚道、転落防止柵、管理用通路など付帯施設含む)</td></tr> <tr> <td>・河川照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定</td></tr> <tr> <td>・高圧受電設備、排水機場(電気・機械施設)、遠方監視装置、親水施設(電気・機械施設)、水門・樋門(電気・機械設備)、排水設備、エレベータ 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定</td></tr> <tr> <td>・観測施設 仮想設計から求めた施設あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定</td></tr> <tr> <td>・親水施設、水門・樋門(土木施設)、鉄扉、橋梁、河川浄化施設(維持用水路を含む)、排水機場(土木施設)、流域貯留浸透施設、船着場、その他河川施設 取得価額がわかっている同種あるいは類似の施設から求めた単位あたり(m<sup>2</sup>、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定</td></tr> </table>	取得原価がわからないもの	・河川本体構造物 工事実績から求めたmあたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 河川本体構造物とは、防潮堤、川床掘削、堤防・護岸(護床工、落差工、魚道、転落防止柵、管理用通路など付帯施設含む)	・河川照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定	・高圧受電設備、排水機場(電気・機械施設)、遠方監視装置、親水施設(電気・機械施設)、水門・樋門(電気・機械設備)、排水設備、エレベータ 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定	・観測施設 仮想設計から求めた施設あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定	・親水施設、水門・樋門(土木施設)、鉄扉、橋梁、河川浄化施設(維持用水路を含む)、排水機場(土木施設)、流域貯留浸透施設、船着場、その他河川施設 取得価額がわかっている同種あるいは類似の施設から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定
取得原価がわからないもの										
・河川本体構造物 工事実績から求めたmあたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定 河川本体構造物とは、防潮堤、川床掘削、堤防・護岸(護床工、落差工、魚道、転落防止柵、管理用通路など付帯施設含む)										
・河川照明設備 照明灯の種類毎の標準単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定										
・高圧受電設備、排水機場(電気・機械施設)、遠方監視装置、親水施設(電気・機械施設)、水門・樋門(電気・機械設備)、排水設備、エレベータ 中長期更新計画の更新単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定										
・観測施設 仮想設計から求めた施設あたりの単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定										
・親水施設、水門・樋門(土木施設)、鉄扉、橋梁、河川浄化施設(維持用水路を含む)、排水機場(土木施設)、流域貯留浸透施設、船着場、その他河川施設 取得価額がわかっている同種あるいは類似の施設から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定										
インフラ資産	有形インフラ 固定資産	工作物	港湾	<table border="1"> <tr> <td>取得原価がわからないもの</td></tr> <tr> <td>・臨港道路、護岸、防潮堤、航路(一部)、泊地(一部)、岸壁(一部)、物揚場(一部)、さん橋(一部) 工事実績から求めた単位あたり(m<sup>2</sup>、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定</td></tr> </table>	取得原価がわからないもの	・臨港道路、護岸、防潮堤、航路(一部)、泊地(一部)、岸壁(一部)、物揚場(一部)、さん橋(一部) 工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定				
取得原価がわからないもの										
・臨港道路、護岸、防潮堤、航路(一部)、泊地(一部)、岸壁(一部)、物揚場(一部)、さん橋(一部) 工事実績から求めた単位あたり(m <sup>2</sup> 、mなど)の単価に数量を乗じて算定した、再調達価額に基づき、国土交通省が公表するデフレーターを用いて、取得年における価額を算定										

## ※共通

### ○付随費用について

取得原価に付随費用は含めない。

### ○取得年月日について

(1)管理台帳、契約書や過去の決算資料等、過去の資料から取得年月日が明らかである場合  
当該取得年月日とする。

(2)管理台帳、契約書や過去の決算資料等、過去の資料から取得年月日が不明である場合  
次のいずれかに掲げる時期を取得時期とし、取得年月日は、算定した取得時期の月末日とする。

#### ① 使用可能年数から取得時期を算定

基準日(平成27年4月1日)以後の使用可能年数を見積り、その年数を当該資産の耐用年数から控除した年数  
例:平成29年9月末まで使用可能(2年6ヶ月)である耐用年数10年の資産  
10年 - 2年6ヶ月 = 7年6ヶ月取得年月は、平成27年4月の7年6ヶ月前である「平成19年10月」

#### ② 他の資産等の調査から取得時期を算定

調査により判明した次に掲げる時期のうち、当該資産の取得時期に最も近いと認められる時期を取得時期とする。  
 ア 施設の事業設備として一体をなす他の資産の取得時期(当該資産の取得時期と同一の時期又はこれに近接する時期に取得したと認められるもの)  
 イ 類似資産(他所属が所有する同一種類の資産で現況が類似するもの)の取得時期  
 ウ 構造又は型式によって推定される取得時期  
 エ 当該資産に表示されている製作時期  
 オ 施設の建設時期  
 カ 事業開始時期  
 キ 取得原価が明らかである場合において、その取得原価によって推定される取得時期